

北海道告示第10622号

昭和49年北海道告示第814号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。ただし、同日前に北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）第4条の規定により交付決定された補助金等については、なお従前の例による。

令和6年4月8日

北海道知事 鈴木直道

水林第54号様式を次のように改める。

水林第54号様式

事業実績書

（事業の区分）

（間伐番号）

番 号	事業主体名（林業事業体登録番号）	施行地	事業区分	事業の種類	事業細目	補助区分	事業内容							事業実行者名（林業事業体登録番号）	備考		
							樹種	林齢	面積等	素材出材積量	苗木本数	回数	薬剤				
													種類			数量	
合計																	
							ha当たりの出材積量										

- (注)
- この様式は、森林環境保全整備事業又は農山漁村地域整備交付金事業に要した経費に係る補助金等の交付を申請する場合に使用すること。
 - この様式は、事業の区分、間伐番号、事業区分又は事業の種類の一つが異なる場合には別葉とすること。
 - 「事業の区分」には、森林環境保全直接支援事業又は特定機能回復事業若しくは森林空間

- 総合整備事業又は絆の森整備事業の別を記載すること。
- 4 「間伐番号」には、森林環境保全直接支援事業の間伐・更新伐にあつては申請を同一とする施行地の番号を記載すること。
 - 5 「番号」欄には、森林整備事業事前計画書に記入した整理番号を記載すること。
 - 6 「事業主体名」欄には、事業主体名を記載し、林業事業体登録番号を括弧書きで記載すること。
 - 7 「施行地」欄には、市町村名及び字名を記載すること。
 - 8 「事業区分」欄には、森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備、林相転換特別対策（特定スギ人工林）、全体計画調査、共生環境整備、付帯施設整備、林内歩道等整備、用地等取得の別を記載すること。
 - 9 「事業の種類」欄には、人工造林、樹下植栽等、下刈り、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、一貫作業、鳥獣害防止施設等整備、林内作業場等、林床保全整備、森林作業道整備、森林保全再生整備、その他保育、施設等の別を記載すること。
 - 10 「事業細目」欄には、病虫害等被害地造林、気象災等被害地造林、災害復旧造林、震災復旧造林、準備地拵、特殊地拵、特殊地拵（震災）、人工林タイプ、天然林タイプ、地表かき起こし等、整理伐、モザイク林誘導型、個別林分型、面的複層林施業、忌避剤散布、殺そ剤散布、枝条巻き、食害防止チューブ、侵入防止柵、鳥獣の誘引捕獲、防そ溝、開設、改良、復旧の別を記載すること。
 - 11 「補助区分」欄には、森林環境保全直接支援事業にあつては、事業主体が森林経営計画等に基づいて行うものにあつては「計画策定者等」、その他（間伐及び更新伐を除く）にあつては「その他の事業主」と記載すること。
 - 12 「林齢」欄には、人工造林、樹下植栽等、森林作業道整備、侵入防止柵以外の場合に記載すること。
 - 13 「面積等」欄には、面積又は延長を記載し、造林地の面積をヘクタール以下第2位まで、森林作業道整備、防そ溝、排水溝、侵入防止柵にあつてはメートル単位で記載すること。ただし、防そ溝及び排水溝については別行とし、「面積等」欄には、延長を記載し、「備考」欄には、防そ溝、排水溝の別を記載すること。
 - 14 「素材出材積量」欄には、特殊地拵（震災）・間伐・更新伐・一貫作業にあつては素材出材量を記載すること。
 - 15 「ha当たり出材積量」欄には、特殊地拵（震災）・間伐・更新伐・一貫作業にあつては素材出材積量の合計を申請単位の面積の合計で割った値を単位以下第1位（小数点第2位以下切り捨て）まで記載すること。
 - 16 「苗木本数」欄には、人工造林・樹下植栽等・一貫作業にあつては苗木本数を記載すること。
 - 17 「回数」欄には、下刈り及び忌避剤散布にあつてはその回数を、殺そ剤散布にあつては空中又は地上とその回数を記載すること。
 - 18 「薬剤」の「種類」欄には、忌避剤及び殺そ剤にあつては薬剤名を記載すること。
 - 19 「薬剤」の「数量」欄には、忌避剤にあつてはキログラム又はリットル単位で、殺そ剤にあつてはキログラム又は袋単位で記載すること。
 - 20 「事業実行者名」欄には、事業実行者名を記載し、林業事業体登録番号を括弧書きで記載すること。
 - 21 特定機能回復事業の一貫作業については、伐採に係る内容と植替えに係る内容を別行とし、上段に伐採の内容、下段に植替えの内容を記載すること。